

2024年5月14日

各位

会 社 名 三 ツ 星 ベ ル ト 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 池 田 浩 (コード番号 5192 東証プライム) 問合せ先 財 務 部 長 塩 津 康 司 ( TEL, 078 - 685 - 5630 )

## 従業員向け株式交付制度導入に関するお知らせ

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的とし、一定の要件を満たす当社従業員(以下「対象従業員」という。)を対象に、従業員向け株式インセンティブ・プランとして、株式交付制度(以下「本制度」という。)の導入を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、本信託の設定時期、期間、株式の取得時期、取得株式の総額等の詳細については、決定次第改めてお知らせします。

記

## 1. 本制度の導入について

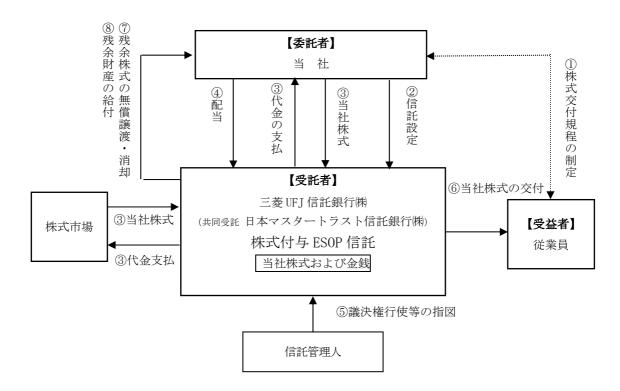
(1) 当社は、2024年5月14日 に公表いたしました「'24中期経営計画」において、「変化にぶれない強い企業体質の確立」を実現するために、人財戦略として、変革を推進する人材の育成に引き続き取り組んでまいります。

人材の育成にあたっては、「人」の力を最大限に発揮できる各種制度の導入や働きがいのある職場環境の充実、多様性を尊重した新しい発想、変革を恐れないチャレンジ精神を大切にする企業風土を 醸成します。

この度、対象従業員に株式交付を行い、経営参画意識を醸成させ、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることで、従業員エンゲージメントの向上を実現し、当社の持続的な企業価値の向上に繋げることを目的に本制度を導入します。

- (2) 本制度では、株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託 (以下「ESOP 信託」という。) と 称される仕組みを採用します。
- (3) ESOP 信託とは、米国の ESOP 制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、ESOP 信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、対象従業員に交付するものです。
- (4) ESOP 信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、ESOP 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

## 2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社は金銭を拠出し、受益者要件を満たす従業員を受益者とするESOP信託を設定します。
- ③ ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者 に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場または当社(自己株式処分)から取得します。
- ④ ESOP信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ ESOP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 株式交付規程に従い、一定の要件を満たす従業員に対して、当社株式が交付されます。
- ⑦ 信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度としてESOP信託を継続利用するか、ESOP信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑧ 信託期間満了時に生じたESOP信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、ESOP信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了によりESOP信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および利害関係のない団体へ寄付を行う予定です。
  - (注) 信託期間中、ESOP信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託 費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、ESOP信託に追加で金銭を信託することがあります。